

経営事項審査の改正に伴う三重県建設工事発注標準の取扱いについて

三重県発注の公共工事における入札への参加要件としての経営事項審査の総合評定値または格付にかかる総合点について、平成23年4月からの経営事項審査の改正に伴う取扱いは下記のとおりとします。

経営事項審査の再審査を受審していただく必要がある方は、必ず期限内に受けていただきますようお願いいたします。

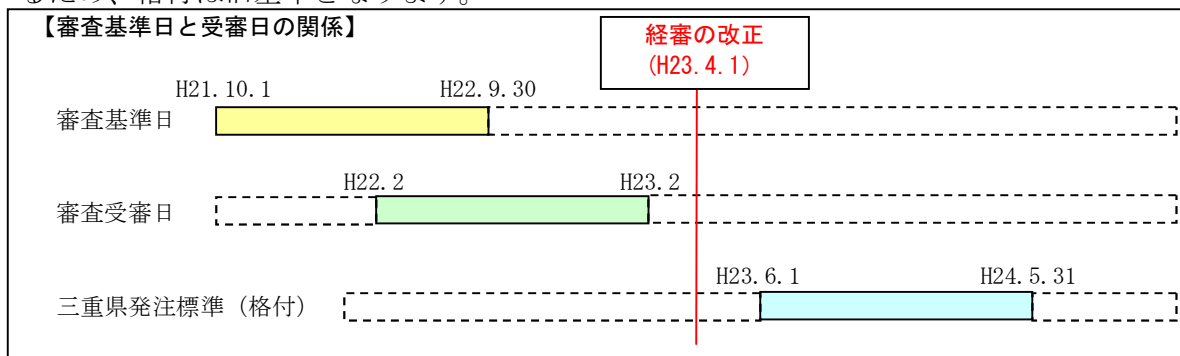
再審査を受ける必要がある方は

平成22年10月1日以降の審査基準日で、旧基準の経審を受けている方 です。

●平成23年度の発注標準（格付）【H23.6～H24.5 予定】

経営事項審査 基準日（決算日） H21.10.1～H22.9.30

発注標準の対象となる基準日では、旧基準の経営事項審査にて受審されている方が対象となるため、格付は旧基準となります。

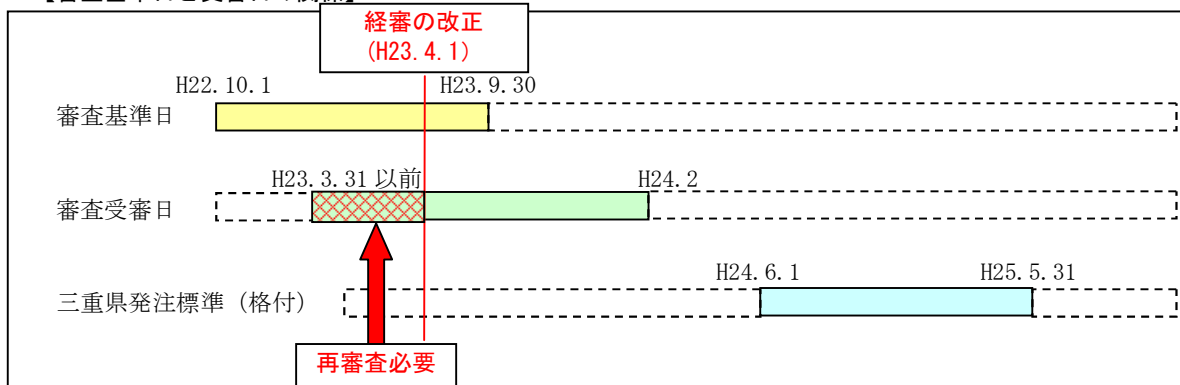


●平成24年度の発注標準（格付）【H24.6～H25.5 予定】

経営事項審査 基準日（決算日） H22.10.1～H23.9.30

発注標準の対象となる基準日では、旧基準と新基準の経営事項審査にて受審されている方が対象となるため、旧基準で受審されている方は再審査を受けていただく必要があります。

【審査基準日と受審日の関係】



新基準の経営事項審査のみ有効です。

平成22年10月1日以降の審査基準日の方で、旧基準の経審（平成23年3月までの審査）で受審された方は、再審査の受審が必要です。

新経審を受けていない場合、入札参加資格者名簿で評定値が1点となります。

経営事項審査の再審査

建設業法施行規則第20条第2項

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正の事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

※平成23年4月の改正に伴う再審査の申し立てができる期間は、**平成23年7月29日まで**となっています。